

2. 子ども虐待の対応

(1) 発見から相談・通告まで

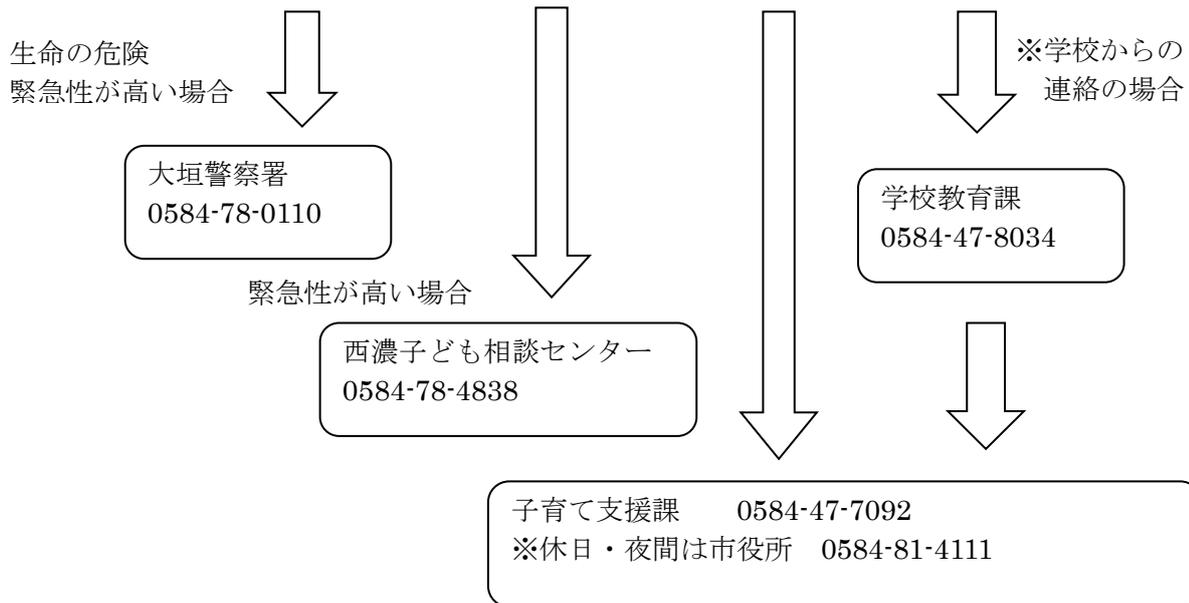
虐待の発見もしくは疑い発見

児童、保護者、地域（近隣住民、民生児童委員、主任児童委員）、福祉教育機関（学校、園）、保険医療機関、その他児童に関わる業務に就く職員等

相談・通告

相談・通告するときは、分かる範囲でよいので、次のことをお伝えください。

- ・子どもの名前、住所、何歳くらいか
- ・虐待を疑った状況
いつどこで、何を見たのか・何が聞こえたのか、誰からされていたのか、
今の子どもの様子 など



※緊急性が高い場合

子どもの生命に危険があるなど、緊急性が高い場合は、直ぐに警察署又は子ども相談センターへ連絡してください。

(例)

- ・身体的外傷、出血・骨折など障害が残る恐れや生命の危険がある
- ・極端な栄養失調や慢性的な脱水症状
- ・性的虐待が疑われる
- ・異様な泣き声や叫び声が聞こえる、車中の置き去り、危険な場所に子だけでいるなど